

中小製造業者向け

## 新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

静岡県機械金属工業協同組合連合会

## 目 次

職場におけるコロナ対策実施のための5つのポイント	3
職場におけるコロナ拡大防止のためのチェックリスト	5
『製造現場』におけるコロナ感染防止策	10
職場における感染者及び濃厚接触者への対応	11
新型コロナウイルス感染症対策の取組事例	19
コロナ時代を踏まえた工場レイアウト改善	25
新型コロナウイルス感染症の“いま”に関する11の知識	28
【参考資料】 コロナ対応社内規定	34

## 職場におけるコロナ対策実施のための5つのポイント

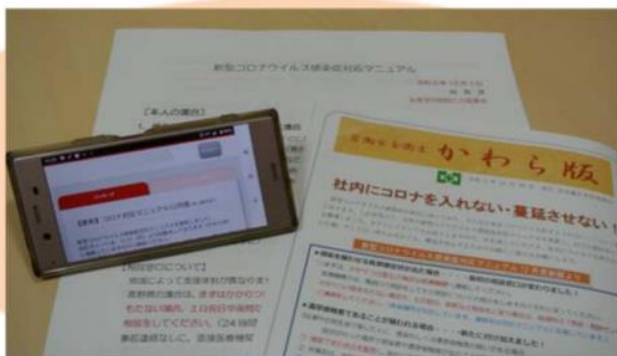
### 取組の5つのポイント

- テレワーク・時差出勤等を推進しています。
- 体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルールを定め、実行できる雰囲気を作っています。
- 職員間の距離確保、定期的な換気、仕切り、マスク徹底など、密にならない工夫を行っています。
- 休憩所、更衣室などの“場の切り替わり”や、飲食の場など「感染リスクが高まる『5つの場面』」での対策・呼びかけを行っています。
- 手洗いや手指消毒、咳エチケット、複数人が触る箇所の消毒など、感染防止のための基本的な対策を行っています。

## 職場における感染防止対策の実践例

### ○ 体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルール

新型コロナウイルス感染者が発生した場合の対応手順の作成



- 感染者が発生した場合の対応手順を定め、社内イントラネットや社内報で共有した。
- [手順]
- ①感染リスクのある社員の自宅待機
  - ②濃厚接触者の把握
  - ③消毒
  - ④関係先への通知など

### サーマルシステムの導入



- サーマルシステムを施設受付入口に設置し、検温結果が37.5℃以上の者の入場を禁止している。
- 本システムでは、マスクの着用の検知を行い、マスクの未着用者には表示と音声で注意喚起を行う仕組みとなっている。

## ○ 密とならない工夫

### ITを活用した対策



- ▶ スマートフォン用無線機を導入し、社員同士や作業従事者との会話に活用。3密を避けたコミュニケーションをとるようにした。

### ITを活用した説明会の開催



- ▶ WEB方式と対面方式併用のハイブリッドの説明会を開催した。
- ▶ 対面での参加者に対しても、席の間隔を空ける、机にアクリル板を設置するなどの対策を行った。

## ○ 感染リスクが高まる「5つの場面」を避ける取り組み

※ 職場では、特に「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室など）に注意が必要

### 休憩所での対策



- ▶ 休憩室の机の中央を注意喚起付きのパーテーションで区切り、座席も密とならないよう二人掛けにし、対面とならないよう斜めに配置した。

### 社員食堂での対策



- ▶ 社員食堂の座席レイアウトを変更し、テーブルの片側のみ使用可とした。
- ▶ また、混雑緩和のために、昼休みを時差でとるようにした。

## ○ 感染防止のための基本的対策

### 入館時の手指等の消毒



- ▶ 宿泊者と従業員の感染防止のため、ホテル入口の消毒液設置場所に、靴底の消毒のためのマットを設置した。

### 複数人が触る箇所の消毒



- ▶ 複数人が触る可能性がある機械のスイッチ類を定期的に消毒することを徹底した。

## 職場におけるコロナ拡大防止のためのチェックリスト

- 1 このチェックリストは、職場における**新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための基本的な 対策の実施状況について確認**いただくことを目的としています。
- 2 項目の中には、業種、業態、職種等によっては対応できないものがありますので、「すべての項目が「はい」にならないからといって、対策が不十分ということではありません。
- 3 **職場の実態を確認し、全員（事業者と労働者）がすぐにできることを確実に実施**いただくことが大切です。

項 目	確 認
<b>1 感染予防のための体制</b>	
事業場のトップが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組むことを表明し、労働者に対して感染予防を推進することの重要性を伝えている。	はい・いいえ
事業場の感染症予防の責任者及び担当者を任命している。（衛生管理者、衛生推進者など）	はい・いいえ
会社の取組やルールについて、労働者全員に周知を行っている。	はい・いいえ
労働者が感染予防の行動を取るよう指導することを、管理監督者に教育している。	はい・いいえ
安全衛生委員会、衛生委員会等の労使が集まる場において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止をテーマとして取り上げ、事業場の実態を踏まえた、実現可能な対策を議論している。	はい・いいえ
職場以外でも労働者が感染予防の行動を取るよう感染リスクが高まる「5つの場面」や「新しい生活様式」の実践例について、労働者全員に周知を行っている。	はい・いいえ
新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）を周知し、インストールを労働者に勧奨している。	はい・いいえ
<b>2 感染防止のための基本的な対策</b>	
<b>(1) 感染防止のための3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い</b>	
人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空けることを求めている。	はい・いいえ
会話をする際は、可能な限り真正面を避けることを求めている。	はい・いいえ
外出時、屋内にいるときや会話をするときに、症状がなくてもマスクの着用を求めている。 ※熱中症のリスクがある場合には、6についても確認してください。	はい・いいえ
手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗うことを求めている（手指消毒薬の使用も可）。	はい・いいえ

<b>(2)三つの密の回避等の徹底</b>	
・三つの密（密集、密接、密閉）を回避する行動について全員に周知し、職場以外も含めて回避の徹底を求めている。	はい・いいえ
<b>(3)日常的な健康状態の確認</b>	
出勤前に体温を確認するよう全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
入社時等に、全員の日々の体調（発熱やだるさを含む風邪症状の有無、味覚や嗅覚の異常の有無等）を確認している。	はい・いいえ
体調不良時には正直に申告しやすい雰囲気を作成し、体調不良の訴えがあれば勤務させないこと、正直に申告し休むことで不利益な扱いにしないことを、職場で確認している。	はい・いいえ
<b>(4)一般的な健康確保措置</b>	
長時間の時間外労働を避けるなど、疲労が蓄積しないように配慮している。	はい・いいえ
十分な栄養摂取と睡眠の確保について全員に周知し、意識するよう求めている。	はい・いいえ
<b>(5)「新しい生活様式」の実践例で示された「働き方の新しいスタイル」の取組状況について</b>	
「テレワークやローテーション勤務」を取り入れている。	はい・いいえ
「時差通勤でゆったりと」を取り入れている。	はい・いいえ
オフィスの人口密度を減らした「オフィスはひろびろと」を取り入れている。	はい・いいえ
「会議はオンライン」を取り入れている。	はい・いいえ
「名刺交換はオンライン」を取り入れている。	はい・いいえ
「対面での打合せは換気とマスク」を取り入れている。	はい・いいえ
<b>(6)新型コロナウイルス感染症に対する情報の収集</b>	
国、地方自治体や一般社団法人日本渡航医学会や公益社団法人日本産業衛生学会等の公益性の高い学術学会等のホームページ等を通じて最新の情報を収集している。	はい・いいえ
<b>3 感染防止のための具体的な対策</b>	
<b>(1)基本的な対策</b>	
①換気の悪い密閉空間、②多くの人が密集、③近距離での会話や発声の「3つの密」を同時に満たす行事等を行わないようにしている。	はい・いいえ
上記「3つの密」が重ならなくても、リスクを低減させるため、出来る限り「ゼロ密」を目指している。	はい・いいえ

<b>(2)換気の悪い密閉空間の改善</b>	
職場の建物が機械換気（空気調和設備、機械換気設備）の場合、建築物衛生法令の空気環境の基準が満たされている（ただし、温度は18℃以上に維持することが望ましいこと）。	はい・いいえ
職場の建物の窓が開く場合、リーフレット「冬場における『換気の悪い密閉空間』を改善するための換気の方法」で推奨する方法により、居室の温度18℃以上かつ相対湿度40%以上を維持しつつ、窓を開けて適切に換気を行っている（HEPAフィルタ付き空気清浄機の適切な活用を含む。）。	はい・いいえ
電車等の公共交通機関の利用に際し、窓開けに協力するよう全員に周知している。	はい・いいえ
<b>(3)多くの人が密集する場所の改善</b>	
業態に応じて可能な範囲で出勤を抑制するように努めている。	はい・いいえ
電車やバス等での他人との密着を防ぐため、時差通勤、自転車通勤、自家用車通勤などの活用を図っている。	はい・いいえ
テレビ会議やWeb会議の活用等により、人が集まる形での会議等をなるべく避けるようにしている。	はい・いいえ
対面での会議やミーティング等を行う場合は、マスクの着用を原則とし、人と人の間隔をできるだけ2m（最低1m）空、可能な限り真正面を避けるようにしている。	はい・いいえ
職場外（バスの移動等）でもマスクの着用や、換気、人との間隔を取る等、三つの密を回避するよう努めることとしている。	はい・いいえ
<b>(4)接触感染の防止について</b>	
物品・機器等（例：電話、パソコン、デスク等）や治具・工具などについては、複数人での共用をできる限り回避している。共用する場合には使用前後の手洗いや手指消毒を徹底している。	はい・いいえ
自由に着席場所を選んで仕事を行うフリーアドレスを導入する場合には、使用前後の消毒、十分な座席間隔の確保、利用状況の記録等を実施することとしている。	はい・いいえ
事業所内で複数の労働者が触れることがある物品、機器、治具・工具等について、こまめにアルコール（容量%で60%以上）や界面活性剤や次亜塩素酸ナトリウム0.05%水溶液による清拭消毒を実施することとしている。 ※人がいる環境に、消毒や除菌効果を謳つ商品を空間噴霧して使用することは、眼、皮膚への付着や吸入による健康影響のおそれがあることから推奨されていません。	はい・いいえ
<b>(5)近距離での会話や発声の抑制</b>	
職場では、同僚を含む他人と会話する際には、大きな声を出さずに距離をなるべく保持するようにしている。	はい・いいえ
外来者、顧客、取引先との対面での接触や近距離での会話をなるべく避けるようにしている。	はい・いいえ
どうしてもマスクなしで1m以内で会話する必要がある場合は、15分以内に留めるようにしている。	はい・いいえ
粉じんや化学物質など、呼吸用保護マスクを装着する必要がある作業では、声で合図連絡する場合にはマスクを外さないように周知している。拡声器使用や伝声板付きのマスク採用が望ましい。	はい・いいえ

(6)共用トイレの清掃等について

不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行うこととしている。	はい・いいえ
トイレの床や壁は次亜塩素酸ナトリウム0.1%水溶液で手袋を用いて清拭消毒する。	はい・いいえ
トイレの蓋を閉めて汚物を流すように表示している。(便器内は通常の清掃でよい)	はい・いいえ
ペーパータオルを設置するか、個人ごとにタオルを準備する。	はい・いいえ
ハンドドライヤーは止め、共用のタオルを禁止している。	はい・いいえ

(7)休憩スペース等の利用について

一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話を控え、長居しないようにしている。	はい・いいえ
休憩スペースは常時換気することに努めている。	はい・いいえ
休憩スペースの共有する物品(テーブル、いす、自販機ボタン等)は、定期的に消毒をしている。	はい・いいえ
休憩スペースへの入退室の前後に手洗い又は手指の消毒をさせている。	はい・いいえ
社員食堂での感染防止のため、座席数を減らす、座る位置を制限している、マスクを外したままの談笑を控えるよう注意喚起している、昼休み等の休憩時間に幅を持たせている、などの工夫をしている。	はい・いいえ
社員食堂では感染防止のため、トングやポットなどの共用を避けている。	はい・いいえ
喫煙所では同時に利用する人数に制限を設け、手指消毒後に十分乾いてから喫煙するよう指導し、会話をせず喫煙後は速やかに立ち退くことを、利用者に周知し、徹底している。	はい・いいえ
その他の共有の施設について、密閉、密集、密接とならないよう利用方法について検討している。	はい・いいえ

(8)ゴミの廃棄について

鼻水、唾液などが付いたゴミ(飲用後の紙コップ、ビン、缶、ペットボトルなどを含む)は、ビニール袋に入れて密閉して廃棄することとしている。	はい・いいえ
ゴミを回収する人は、マスク、手袋、保護メガネを着用することとし、作業後は必ず石けんと流水で手洗いをする事としている。	はい・いいえ



4 配慮が必要な労働者への対応等	
風邪症状等が出た場合は、「出勤しない・させない」の徹底と、かかりつけ医等の地域で身近な医療機関への電話相談を求めている。	はい・いいえ
高齢者や基礎疾患（糖尿病、心不全、慢性呼吸器疾患、慢性腎臓病、高血圧症、がんなど）を有する者などの重症化リスク因子を持つ労働者及び妊娠している労働者に対しては、本人の申出及び産業医等の意見を踏まえ、感染予防のための就業上の配慮（テレワークや時差出勤等）を行っている。	はい・いいえ
特に妊娠中の女性労働者が、医師又は助産師からの指導内容について「母健連絡カード」等で申し出た場合、産業医等の意見も勘案の上、作業の制限または出勤の制限（在宅勤務又は休業をいう。）の措置を行っている。	はい・いいえ
テレワークを行う場合は、業務とプライベートの切り分けに留意し、上司や同僚とのコミュニケーション方法を検討し、在宅勤務の特性も理解したうえで、運動不足や睡眠リズムの乱れやメンタルヘルスの問題が顕在化しやすいことを念頭において就業させている。	はい・いいえ
5 新型コロナウイルスの陽性者や濃厚接触者(以下「陽性者等」)が出た場合等の対応	
(1)陽性者等に対する不利益取扱い、差別禁止の明確化策	
新型コロナウイルスの陽性者等であると判明しても、解雇その他の不利益な取扱いを受けないこと及び差別的な取扱いを禁止することを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
(2)陽性者等が出た場合の対応	
新型コロナウイルスに陽性であると判明した場合は、速やかに事業場に電話、メール等により連絡することを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
新型コロナウイルスに陽性であるとの報告を受け付ける事業場内の部署（担当者）を決め、全員に周知している。また、こうした情報を取り扱う部署（担当者）の取り扱い範囲とプライバシー保護のルールを決め、全員に周知している。	はい・いいえ
新型コロナウイルスに陽性である者と濃厚接触した者が職場内にいた場合にどのような対応をするかルール化し、全員に周知している。	はい・いいえ
職場の消毒等が必要になった場合の対応について事前に検討を行っている。	はい・いいえ
(3)その他の対応	
濃厚接触者への対応等、必要な相談を受け付けてくれる「保健所」、「帰国者・接触者相談センター」等を確認してある。	はい・いいえ
事業場内の診療・保健施設で体調不良者を受け入れる場合は、事業場内での感染拡大の原因となる可能性があることに留意し、医療従事者は標準予防策を遵守し、適切な感染予防体制（受診者のマスク着用、待合や動線を分ける、受診者が一定の距離を保てるよう配慮するなど）を実行している。	はい・いいえ
6 熱中症の予防(※暑熱作業があるなど熱中症のリスクがある場合に確認してください。)	
身体からの発熱を極力抑えるため、作業の身体負荷を減らすとともに、休憩を多くとることの重要性を周知している。	はい・いいえ
のどの渇きを感じなくても、労働者に水分・塩分を摂取するよう周知し、徹底を求めている。 ※マスクで口が覆われることにより、のどの渇きを感じにくくなる場合があります。	はい・いいえ
屋外で人と十分な距離（少なくとも2m以上）が確保できる場合で、大声を出す必要がないときには、マスクをはずすよう周知している。	はい・いいえ

# 『製造現場』におけるコロナ感染防止策

## 1. 製造現場での対応策

密閉  1時間に2回程度窓開け換気（開く場合）（機械換気約30m<sup>3</sup>/人/h以上の場合不要）

始業時、休憩後など定期的な手洗い徹底

手洗い水道設備、石鹸等の設置。水道設置困難な場合手指用消毒液の配置

勤務中のマスク着用

密接  特に共同作業など近距離、接触が不可避な作業工程でのマスク着用の徹底

密集  シフト勤務者のロッカールームのグループ別使用時間帯の設定（混雑・接触抑制）  
マスク着用の徹底と短時間の使用、私語の自粛

密集  朝礼・点呼などを小グループに分けて実施。朝礼・点呼時に健康状態の確認

密集  工程ごとに区域を整理（ゾーニング・区画分け）し、担当区域と他の区域間の往来抑制

密集  一定規模以上の事業場ではグループ単位でのシフト管理

生産設備の制御パネル、レバーなど、作業者の交代時を含め、定期的な消毒実施

生産設備の制御パネル、レバーなどに触れた後に、手指の消毒

設備の特性上、消毒できないものは、個人別の専用手袋などを装着しての作業実施

工具などのうち、個々の従業員が専有可能な器具は出来る限り専有し、共有する工具については定期的に消毒

## 2. 事業場への立ち入り

施設見学や取引先など立ち入りを認める場合、従業員に準じた感染防止対策の要請

外部関係者が所属する企業等への、事業場内での感染防止対策の理解促進

## 職場における感染者及び濃厚接触者への対応

### 「濃厚接触者」とは

新型コロナウイルス感染症確定患者と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者

適切な感染防護無しに患者（確定例）を診察、看護若しくは介護していた者

新型コロナウイルス感染症が疑われる患者の気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者

その他：手で触れることのできる距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、「新型コロナウイルス感染症確定患者」と15分以上の接触があった者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）。

### 「新型コロナウイルス感染症確定患者の感染可能期間」とは

発熱及び咳・呼吸困難などの急性の呼吸器症状を含めた新型コロナウイルス感染症を疑う症状（\*）を呈した2日前から隔離開始までの間、とする。

（\*発熱、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐など）

### 濃厚接触者の対象例

#### ◆ 患者がマスクをしていた場合

自身がマスクをせずに対面で（基本的には1メートル以内で15分以上）会話した方（職場の同僚、利用者、取引先の方等）等

#### ◆ 患者がマスクをしていなかった場合

上記に加え、自身がマスクをして対面で（基本的には1メートル以内で15分以上）会話した方等

### 濃厚接触者以外の接触者の対象例

◎ 対面で会話等をした際に、患者及び自身がマスクをしていた方

◎ 短時間同じ空間にいたが、患者との接触がない方

## 従業員の感染が確認された際の対応

### 〔1〕濃厚接触者及び濃厚接触者以外の接触者のリストアップ

発症の2日前から入院または自宅等での療養の開始までの患者の行動に基づき、患者と濃厚接触がある方及びそれ以外の接触のある方をリストアップしてください。

#### 「濃厚接触者」、「濃厚接触者以外の接触者」のリストアップ（例）

【記載例】

月日	時間帯	会合等の場所	会合等の名称	御自身(患者様)のマスク有無	会合等(会議・懇親会等)の出席者																
					氏名(よみがな)・所属等	住所	電話番号	生年月日	年齢	性別	基礎疾患	発症有無	マスク有無	会話等をした距離							
																1m以内	1m以上				
3月24日 (水)	10:30～ 11:30	●●会場 西棟3階 402号	●●会議	有	1	○○ 太郎 (事業課)	静岡市葵区○○町○丁目○○	000-000-0000	1970.○.○	50	男	無	無	無							
					2	□□ 花子 (推進課)	浜松市中区○○町○丁目○○	000-000-0001	1980.○.○	40	女	糖尿病	無	有	○						
					3	▽▽ 一郎 (営業課)	沼津市○○町○丁目○○	000-000-0002	1990.○.○	30	男	無	咳	無							
					4																
					5																
					6																

月日	時間帯	会合等の場所	会合等の名称	御自身のマスク有無	会合等(会議・懇親会等)の出席者												
					氏名・所属等	住所	電話番号	生年月日	年齢	性別	基礎疾患	発症有無	マスク有無	会話等をした距離			
																1m以内	1m以上

### 〔2〕濃厚接触者及び濃厚接触者以外の接触者の健康観察（14日間）

濃厚接触者については、感染症法に基づき濃厚接触者が居住する保健所が実施しますが、職場としても確定患者と最後に接触があった日から14日間、発熱や呼吸器症状等の有無について健康観察を実施し、記録してください。また、必要に応じて自宅での健康観察等により対応してください。

濃厚接触者以外の接触者については、感染症法に基づく明確な規定はないので事例により対応が異なりますが、症状が出た場合には速やかに職場に報告する等、必要に応じた対応をしてください。

#### ■健康観察の方法

発熱や呼吸器症状等の有無について、1日1回、電話やメール等で確認する。

接触者自身が業務開始前に発熱や呼吸器症状等の有無を報告する。

### 〔3〕施設の消毒

患者が触れた可能性のある場所について、消毒剤を用いて消毒実施してください。

#### ■手で触れる共有部分の消毒

物に付着したウイルスはしばらく生存します。ドアの取っ手やノブ、ベッド柵など共有部分は、薄めた市販の家庭用塩素系漂白剤で拭いた後、水拭きしましょう。

※家庭用塩素系漂白剤は、主成分が次亜塩素酸ナトリウムであることを確認し、濃度が0.05%（製品の濃度が6%の場合、水3Lに液を25ml）になるように調整してください。

洗浄前のものを共有しないようにしてください。特にタオルは、トイレ、洗面所、キッチンなどで共有しないように注意してください。

#### ■トイレの消毒

新型コロナウイルス感染症の疑いのある患者や新型コロナウイルス感染症の患者、濃厚接触者が使用した使用後のトイレは、急性の下痢症状などでトイレが汚れた場合には、次亜塩素酸ナトリウム（市販されている家庭用漂白剤等はこれにあたります。）（0.1%）、またはアルコール（70%）による清拭をすることを推奨します。

#### ■汚れたリネン、衣服の洗濯

体液で汚れた衣服、リネンを取り扱う際は、手袋とマスクをつけ、一般的な家庭用洗剤で洗濯し完全に乾かしてください。

### こんな症状があったら

従業員に発熱等があり、症状のいずれかに該当する場合は、所属長への連絡など、次の対応をとることを周知・徹底しましょう。

#### 症 状

- 1 体温37.5度以上の熱が4日以上継続した場合（解熱剤を飲み続けなければならない場合を含む）
- 2 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合
- 3 基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患等）がある方、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方
- 4 3の方で、風邪の症状、37.5度以上の発熱、強いだるさ（倦怠感）、息苦しさ（呼吸困難）が2日程度続く場合

## 対応

- 1 所属長への連絡
- 2 自宅待機
- 3 最寄りの帰国者・接触者相談センター（保健所）への相談
- 4 新型コロナウイルス感染症一般に関する相談窓口への相談  
静岡県健康福祉部医療健康局疾病対策課  
電話番号 054-221-8560 054-221-3296

## 従業員を休ませる場合の取り扱い（休業手当・特別休暇など）

労働基準法第26条では、使用者の責に帰すべき事由による休業の場合には、使用者は、休業期間中の休業手当（平均賃金の100分の60以上）の支払義務があります。

### 感染した従業員を休業させる場合

実際に、新型コロナウイルスに感染して、**都道府県知事が行う就業制限**により労働者が休業する場合は、一般的には「使用者の責に帰すべき事由による休業」に該当しないと考えられますから、**休業手当を支払う必要はありません**。

なお、休業手当が支払われない場合、収入補てんの制度があります。社会保険制度（健康保険）から支給される**傷病手当金**です。条件を満たすことで、療養のために労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、直近12カ月の平均の標準報酬日額の3分の2について、補償される手当金を利用することができます。

### 感染の疑いの段階で会社側の判断により休業させる場合

新型コロナウイルスへの**感染が疑われる場合**（熱や咳）の休業については、「帰国者・接触者相談センター」、その他医療機関での相談の結果を踏まえても、職務の継続が可能である従業員を、**使用者の自主的判断で休業させる場合**には、一般的に「使用者の責に帰すべき事由による休業」に当てはまるので、**休業手当を支払う必要がありません**ので留意が必要です。

### 発熱などがある従業員が自主的に休業する場合

従業員が、発熱などの症状のため**自主的に休んでいる場合**は、通常時の病欠と同様に取り扱うこととなりますので、**休業手当の支給義務はありません**。

一方で、発熱などの症状があるので、**使用者の自主的な判断で休業させる場合**は、一般的には「使用者の責に帰すべき事由による休業」に当てはまることになり**休業手当を支払う必要があります**。

## 年次有給休暇と自社の病気休暇制度について

感染の疑いの段階では、従業員が自ら年次有給休暇を利用して休む場合が考えられます。この場合、会社側から一方的に一律に年次有給休暇を取得したこととする取り扱いには問題になります。年次有給休暇は、原則として労働者が請求する時季に与えなければならないものだからです。**使用者が一方的に取得させることはできません。**

なお、その他、自社の任意病気休暇制度がある場合には、就業規則などの規定による対応してください。

## 特別休暇制度を導入する場合

新型コロナウイルス対策で、有給休暇とは別に、労使話し合いで、**新規に有給の特別休暇制度**を設ける企業も出てきました。就業規則に定めるなどで周知していくことになります。

## 従業員に感染者が出た際の社外への対応

従業員に新型コロナウイルスの感染者が発生したとき、社内での対応の他に社外への適切な対応も欠かせません。どのような対応が必要なのか押さえておきましょう。

### 営業先、訪問先への連絡

従業員が感染者となった場合には、その従業員が接触した可能性がある人物の特定が行われます。その中には、当然ながら営業先や取引先など、訪問先で接触した可能性のある濃厚接触者がいることも想定されます。

ただちに感染者が発生した旨を営業先や取引先に伝え、消毒作業の実施など今後の対応を協議する必要があるでしょう。

### ホームページでの公表は？

従業員が感染者となった場合には、感染拡大を防ぐためにも、適切に情報を公開していく必要があるでしょう。適切なタイミングと内容を発表しなければ、取引先からの信用低下、企業のイメージダウンを招きかねません。

感染状況は、今後の感染予防措置など、企業としてどのような取組みを行って拡大防止措置を行うのか公表するのが望ましいでしょう。ただし、感染者である従業員の個人情報などが特定されないように配慮しなければなりません。

2021年〇月〇日

株式会社△△

### 新型コロナウイルス感染者の発生について

2021年〇月〇日、当社営業部社員1名が新型コロナウイルスに感染していることが判明いたしました。経過は、以下のとおりです。

#### 【感染者】

営業部社員1名（営業所：東京都千代田区〇〇ビル3F）

#### 【最終出勤日】

〇月〇日

#### 【経過】

- ・〇月〇日 倦怠感を伴う体調不良と発熱があったため、勤務を休み、自宅で安静
- ・〇月〇日 医療機関を受診し、PCR検査を実施
- ・〇月〇日 検査の結果、新型コロナウイルスの要請が判明
- ・現在 所轄保健所指導により、自宅にて療養中

#### 【濃厚接触者】

現在、所轄保健所の指導のもと確認中

#### 【対応】

当該社員の行動履歴を調査、利用箇所の消毒を実施。濃厚接触者の可能性のある社員および取引先等については、各所にご連絡のうえ、対応中。

今後については、所轄保健所をはじめ、関係機関と連携し、感染拡大防止に最大限努力をして参る所存です。皆様方には多大なるご迷惑をおかけしますことをお詫び申し上げますとともに、何卒ご理解ご協力賜りますようお願い申し上げます。

#### 【お問い合わせ】

〇〇株式会社 総務部 △△  
TELxxxxxxxxx



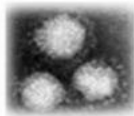
## 事前の準備

### ① 正しく理解する

正しい知識に基づいて冷静に準備を進めましょう

<情報入手先>

- ✓ 厚生労働省
- ✓ 国立感染症研究所
- ✓ 外務省海外安全HP など



### ② 従業員への注意喚起・教育

新型コロナウイルス予防のためには、**マスク着用、こまめな手洗い、こまめな換気が重要**です。



### ③ 事業継続のための事前対策

中核業務が受ける影響を分析し、必要な事前対策を検討・準備しましょう

- ✓ 在宅勤務・交代勤務の検討
- ✓ 重要取引先との協議・連携
- ✓ 在庫・備蓄の積み増し など

### ④ 財務状況の分析

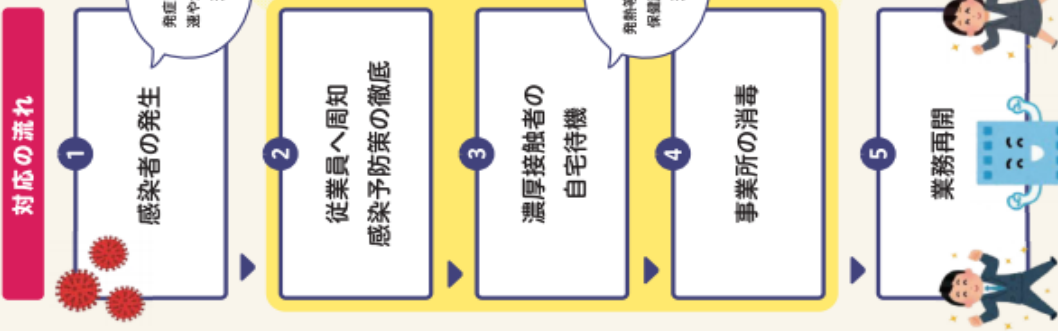
事業縮小・休止が長期に渡った場合に必要となる運転資金を把握し、対策を検討しましょう

- ✓ 県・制度融資の活用等



▶ご相談は県又は商工団体へ

# ！ 感染者が確認された際の対応



## 対応の流れ

1

感染者の発生

発症した従業員は速やかに所属長へ連絡する

2

従業員へ周知  
感染予防策の徹底

3

濃厚接触者の  
自宅待機

発症等がある場合は保健所と所属長へ連絡する

4

事業所の消毒

5

業務再開

## 感染者発生の把握、周知

- ▶ 対応方法について、柏崎保健所からの指導を受ける。
- ▶ 事業所内で感染者が確認されたことを従業員に周知するとともに、感染予防策等を改めて周知徹底する。

## 濃厚接触者への対応

- ▶ 保健所の調査に協力し、濃厚接触者と見込まれる者を速やかに自宅待機させる。(濃厚接触者は、必要に応じPCR検査(行政検査)や、感染者最終接触から14日間の健康観察を行う必要があることから保健所の指示に従う。)
- ▶ 濃厚接触者と確定された従業員が、発熱又は呼吸器症状(軽症の場合を含む)を呈した場合に、保健所へ連絡させるとともに、速やかにその結果を報告させる。

## 施設設備等の消毒

- ▶ 保健所と相談のうえ、必要に応じて感染者が勤務した区域(執務室、製造加工施設、倉庫、売場等)の消毒を行う。
- ▶ 消毒は保健所の指示に従って事業所で実施する。緊急を要する場合には、感染者が勤務した区域のうち、手指が頻りに接触する箇所(ドアノブ、スイッチ類、手すり等)を中心に、アルコール(消毒用エタノール(70%))又は次亜塩素酸ナトリウム(0.05%以上)で拭き取り等を行う。

## 業務の再開

- ▶ 消毒後の施設設備の使用について、留意事項を保健所に相談しながら準備する。

## 「濃厚接触者」とは

「濃厚接触者」とは、「患者(確定例)」の感染可能期間(※)に接触した者のうち、次の範囲に該当する者を指します。

- ▶ 患者(確定例)と同居あるいは長時間の接触(庫内、航空機内等を含む)があった者
- ▶ 適切な感染防護無しに患者(確定例)を診察、看護若しくは介護していた者
- ▶ 患者(確定例)の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ▶ その他：手で触れることの出来る距離(目安として1メートル)で、必要な感染予防策なしで、「患者(確定例)」と15分以上の接触があった者(周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する)。

※患者(確定例)の感染可能期間  
発熱及び咳・呼吸困難などの急性の呼吸器症状を含めた新型コロナウイルス感染症を疑う症状(以下参照)を呈した2日から隔離開始までの間

発熱、咳、呼吸困難、全身倦怠感、嗅覚減退、鼻汁、鼻閉、咽痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔吐、発汗など

参考：「新型コロナウイルス感染症患者に対する隔離予防策に関する指針(国立感染症研究所感染症疫学センター令和2年4月20日版)」

## 新型コロナウイルス感染症対策の取組事例

ここでは、アンケート調査を通じてご提供いただきました県内の中小機械金属製造業者の皆様が自社で取り組んでいるコロナ対策等について、主なものを項目別にまとめてあります。今後の取り組みの参考にしてください。

### 〔1〕 来訪者への対応

#### ◆ 間仕切りによる飛沫感染防止

- ・ 飛沫防止対策として外来者と受付カウンターとの間にビニールシートを設置

#### ◆ 来訪制限

- ・ 来客面談を控え、急を要する面談は玄関先にて10分以内で実施
- ・ 外部との面談は予約者のみで30分以内としている
- ・ 所内来客人数の制限（一人か二人まで）

#### ◆ 感染リスクの低減

- ・ 来訪者全員に来訪者カードへの記入をお願いし、体温チェック、面会者、面会場所、面会時間、連絡先を記録



### 〔2〕 出退勤の見直し

#### ◆ 出勤時間や出勤方法の変更

- ・ 窓オープンによる通勤送迎バスの運行

◆ 在宅勤務やテレワークへのシフト

- ・ 従業員を2グループに分け交代勤務制とし、在宅勤務用にPCリモートソフトウェアとWEB会議用ソフトウェアを導入

◆ 体調確認

- ・ 工場のタイムカードの横に消毒液と体温計を配置して、出勤時と退社時に消毒と体温測定をしている

### 〔3〕 製造現場での対応

◆ アルコール消毒の徹底

- ・ 出入口やトイレ等にアルコール消毒液及び除菌ティッシュの配備
- ・ 階段の手すり、ドアノブ、自動ドアのスイッチ面の定時間毎のアルコール消毒の実施

◆ 出入口の複数設置

- ・ 従来はタイムカードと下駄箱が1カ所のみであったが、工場ごとにタイムカードと下駄箱を設置。駐車場から工場へ直行できるようにしている。



◆ マスク着用の推進

- ・ マスク配布（全員1枚/日）
- ・ マスク着用とマスクの無料配布（全従業員へ25枚配布を2回）

◆ 換気の実施

- ・ 2時間に1回10分以上の換気（空気の滞留する箇所を中心に）

◆ 朝礼の人数制限

- ・ 10人以上の集まり（朝礼、昼礼）は禁止
- ・ 月初の全体朝礼は正社員のみで実施（役員・管理職・派遣社員を除く）

◆ 体温チェックの徹底

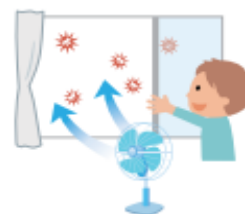
- ・ 全従業員が朝晩の検温を行い、記録表を職長が確認

## ① 「密閉」空間にしないよう、こまめな換気を!

「部屋が広ければ大丈夫」、「狭い部屋は危険」というものではありません。カギは「換気の程度」です。WHOも、空気感染を起こす「結核・はしかの拡散」と「換気回数の少なさ」の関連を認めています。

### 窓がある場合

- ・ 風の流れることができるよう、**2方向の窓を、1回、数分間程度、全開**にしましょう。換気回数は**毎時2回以上**確保しましょう。
- ・ 窓が1つしかない場合でも、入口のドアを開ければ、窓とドアの間に空気が流れます。扇風機や換気扇を併用したり工夫すれば、換気の効果はさらに上がります。

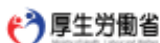


### 機械換気がある場合

- ・ 窓がない施設でも、建物の施設管理者は、法令により感染症を防止するために合理的な換気量を保つような維持管理に努めるよう定められています。  
注）ビル管理法により、不特定多数の方が利用する施設では、空気環境の調整により、一人当たり換気量（毎時約30m<sup>3</sup>）を確保するよう努めなければなりません。
- ・ したがって、地下や窓のない高所の施設であっても、換気設備（業務用エアコン等）によって換気されていることが通常のため、過剰に心配することはありません。
- ・ しかし油断は禁物です。換気量をさらに増やすことは予防に有効です。冷暖房効率は悪くなりますが、窓やドアを開けたり、換気設備の外気取入れ量を増やしましょう。また、一部屋当たりの人数を減らしましょう。
- ・ 通常の家用的エアコンは、空気を循環させるだけで、換気を行っていません。別途、換気を確保してください。また、一般的な空気清浄機は、通過する空気量が換気量に比べて少ないことから、新型コロナウイルス対策への効果は不明です。

### 乗り物の場合

- ・ 乗用車やトラックなどのエアコンでは、「内気循環モード」ではなく「**外気モード**」にしましょう。
- ・ 電車やバス等の公共交通機関でも、**窓開け**に協力しましょう。



■厚生労働省フリーダイヤル

厚労省 コロナ

検索

0120-565653



## 〔4〕 間接部門での対応

- ◆ ソーシャルディスタンスの確保
  - ・ 事務所の机の並びを対面から一方向へ向くように変更
  - ・ 事務所の机の前と横、応接机にアクリル板を一部設置している
  
- ◆ テレワーク・在宅勤務の導入
  - ・ 営業職で公共機関での通勤時間が長い所員は週1日テレワーク実施
  - ・ 間接部門は半分に分け、2班勤務体制をとる（半日出勤・半日在宅勤務）
  
- ◆ 社内外での打合せの制限
  - ・ 取引先との打合せはメール等の活用を優先し、対面の打合せは極力避ける
  
- ◆ 休業の実施
  - ・ 平日営業時間の1時間短縮、土曜日出勤の臨時休業



## 〔5〕 昼食・休憩時の注意

- ◆ 昼食時間の分散
  - ・ 昼食休憩の分散化（3分割）
  - ・ 30分単位の時差取得の実施
  
- ◆ 提供方法の変更
  - ・ 飲み物は全て使い捨て容器に変更
  - ・ トレーによる一括提供

◆ レイアウトの変更

- 4人掛けテーブルを1名のみで使用
- 席は指定席とし、全員が同じ方向を向いて黙々と食べることを義務付け



## 〔6〕出張

◆ 車移動の規制

- 車移動の際は1台2名までとし、換気を行うことを義務化
- 出張時は社用車を使用、やむを得ず新幹線利用する場合はグリーン車を利用

◆ 上長への事前申請

- 県外移動がある場合は事前報告し、その後2週間の体温測定と報告

◆ 県外出張の制限

- 県外への出張は原則禁止（電話やリモート対応）

## 〔7〕諸会議

- 会議は原則10人以下での開催とし、リモート併用で実施
- 会議でのマスク着用と30分毎の換気実施を義務化
- 席の間隔をあげ、会議時間を1時間以内に限定
- 終了後、取手・テーブル・椅子等の除菌をルール化
- オンライン（Skype、Teams、Zoom）の活用

## 〔8〕感染防止～感染者が確認された場合の対応

### ◆ 平時の対応

- 発熱時は1週間の休業指示
- 発熱のある社員の出勤禁止及び体温計写真のメール送付の義務化
- 体温37.5度以上、風邪の症状がある場合は休ませる措置の導入

### ◆ 感染発生後の対応

- 本人又は同居人が濃厚接触の疑いが判明した時点で報告し、出勤停止（PCR検査受託先の選定済）
- 風邪の症状や発熱、咳、倦怠感、味覚障害などがあった場合は、入社前に事前報告し、病院での検診を義務化



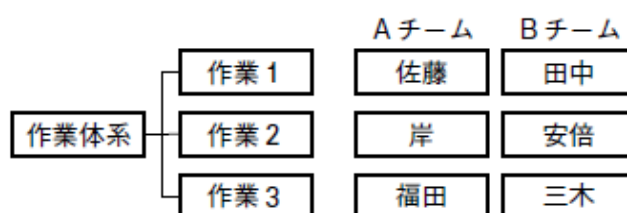
## コロナ時代を踏まえた工場レイアウト改善

コロナ対策として、事務部門ではテレワーク等が進んでいますが、製造現場では現在でも感染リスクを抱えています。そこで、BCP（事業継続計画）の観点から踏まえたコロナ禍での工場レイアウト改善等についてまとめました。

### 〔1〕生産を止めない体制整備（生産継続体制）

- ① 感染した作業員は長期間の職場離脱になることを前提に、同じ仕事のできる複数の作業員、チームを育成しておく。管理者も自分の代行者を決めておく。そのためにスキルマップと育成計画を立案して計画的に育成する。図1のようにスキル保持者の公開を行い、自らが積極的に幅広いスキル確保にチャレンジする雰囲気をつくる。定期的なローテーションも行う。

図1 同じ作業のできる複数の作業員、複数のチームを育成

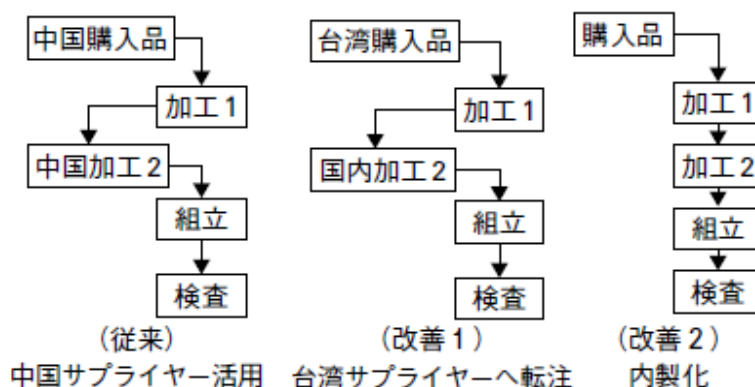


- ② 独自で研修できるように、かつ接触感染を防止するためにオンライン研修を整備する。
- ③ 日々の作業でも、スキルの補強と接触感染防止のために電子マニュアルを整備する。
- ④ 複社購買化により、生産継続体制の維持を図る。また、計画的にサプライヤー開発を行う。

### 〔2〕サプライチェーン見直し（リスク最小体制）

- ① リスクのある国のサプライヤーから安全な国のサプライヤーへの切り替えを図る（図2中）。そのために新規サプライヤー開発を行うこと。また、取引先の調達リスク情報を見える化しておく。

図2 サプライチェーン見直し

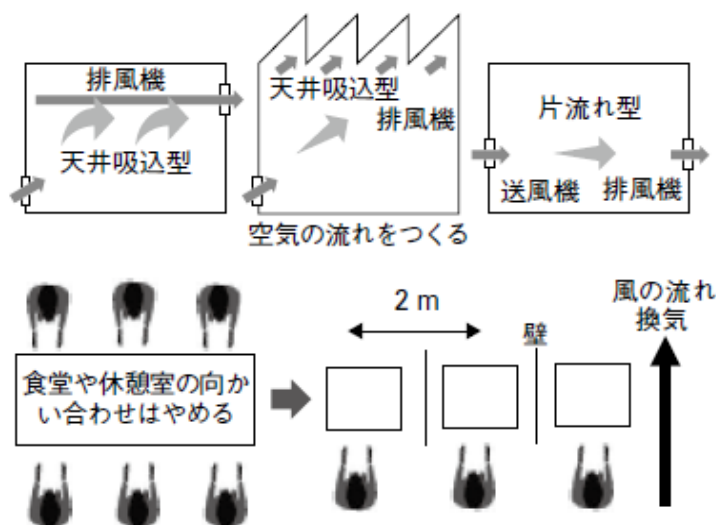


- ② コスト的に高くても内製化を図る（図2右）。一方で内製化してもコストアップにならないように改善活動によるコスト低減活動を推進する。

### 〔3〕工場建屋における感染防止対策（図3）

- ① 外気の取り込み（換気）、空気の停滞の防止
- ・ 換気装置を活用し、1方向に空気の流れをつくる。
- ② 3密を避けた職場、食堂、休憩室の整備
- ・ 食堂もスクール形式、隣人との間隔を空け、間に壁を付ける。食後はすぐに退出する
  - ・ 昼休み、休憩時間は職場ごとの交代制にする
  - ・ 休憩や食事は、食堂以外の活用を許可する
  - ・ 会話はマスクをして、距離を取って、小さな声で、短時間で、屋外で行う

図3 建屋や職場、食堂の改善



### 〔4〕業務環境における感染防止対策

- ① 接触感染防止のための共有物の廃止、削減
- ② 飛沫感染防止のための定期的換気の徹底
- ③ 外部取引先との取引方法、納品場の管理
- ④ 工場内でのweb 活用での打合せの推進
- ⑤ 保護具（マスク、フェイスガード）の着用
- ⑥ ロッカー室を利用せず制服通勤を解除
- ⑦ 出入り口のドアの開放

## 〔5〕 IT ツールの活用による感染防止対策

感染防止は従業員各々が注意することが大切だが、加えて各種アプリの活用を図る。

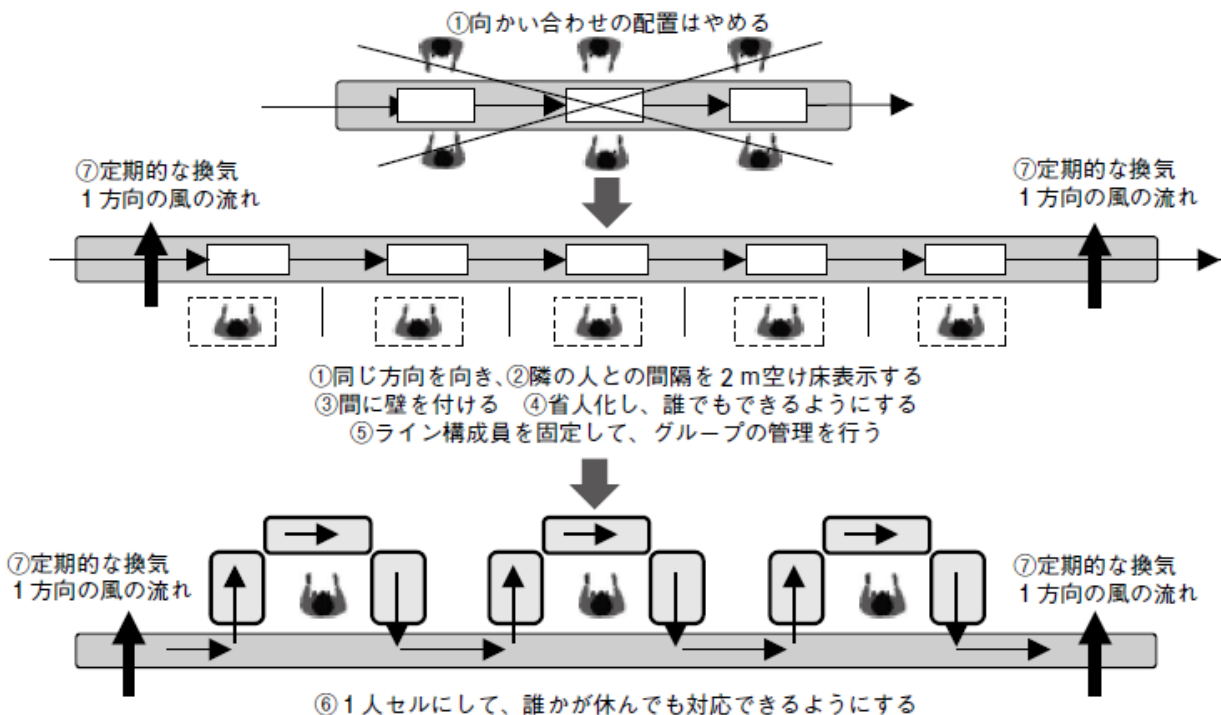
- ①接触確認アプリ、②混雑マップ、③従業員の移動履歴管理などの活用

## 〔6〕 工程の組み方（原則を盛り込んだ組み方）

原則をすべて盛り込んだ配置としてまとめる。

- ① 「感染防止対策」を取った配置にする（図4）。
  - ・ 向かい合わせから、同じ方向を向く配置へ
  - ・ 距離を取った人の配置にし、床に明示する
  - ・ 作業者間に壁を設け、できるだけ話をしない
  - ・ 誰でもできるような仕事にし、省人化を図る
  - ・ ライン構成員と配置を固定化する
  - ・ 1人セルの組合せにする
  - ・ 換気をし、背中から前へ1方向に風を流す
- ② 重複した工程・取引先を準備しておく。別工場、別建屋、無理なら離れた場所に設置し、感染者が発生しても「生産が止まらない」体制を整備しておく。そして、各職場はグループ制とし、構成員を固定することで「感染拡大の防止と、感染時の影響範囲を限定化」させる。
- ③ 内外製の見直し（内製化拡大）により、外部の感染が社内に影響しないようにする。

図4 感染防止対策を盛り込んだ配置の仕方



## 新型コロナウイルス感染症の“いま”に関する11の知識

### 新型コロナウイルス感染症の患者数・病原性

1. 日本では、どれくらいの方が新型コロナウイルス感染症と診断されていますか。
2. 新型コロナウイルス感染症と診断された人のうち、重症化する人や死亡する人はどれくらいですか。
3. 新型コロナウイルス感染症と診断された人のうち、重症化しやすいのはどんな人ですか。
4. 海外と比べて、日本で新型コロナウイルス感染症と診断された人の数は多いのですか。

### 新型コロナウイルス感染症の感染性

5. 新型コロナウイルスに感染した人が、他の人に感染させる可能性がある期間はいつまでですか。
6. 新型コロナウイルス感染症と診断された人のうち、どれくらいの方が他の人に感染させていますか。
7. 新型コロナウイルス感染症を拡げないためには、どのような場面に注意する必要がありますか。

### 新型コロナウイルス感染症に対する検査・治療

8. 新型コロナウイルス感染症を診断するための検査にはどのようなものがありますか。
9. 新型コロナウイルス感染症はどのようにして治療するのですか。
10. 接種の始まった新型コロナワクチンはどのようなワクチンですか。今後どのように接種が進みますか。

### 新型コロナウイルスの変異株

11. 新型コロナウイルスの変異について教えてください。

## 新型コロナウイルス感染症の患者数・病原性

1. 日本では、どれくらいの方が新型コロナウイルス感染症と診断されていますか。

A 日本では、これまでに**431,740人**が新型コロナウイルス感染症と診断されており、これは全人口の約**0.3%**に相当します。国内の発生状況などに関する最新の情報は、以下のリンクをご参照ください：

<https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/kokunainohasseijoukyou.html>

※ 感染していても症状が現れず医療機関を受診しない人などがあるため、必ずしも感染した人すべてを表す人数ではありません。

※ 人数は2021年2月28日0時時点

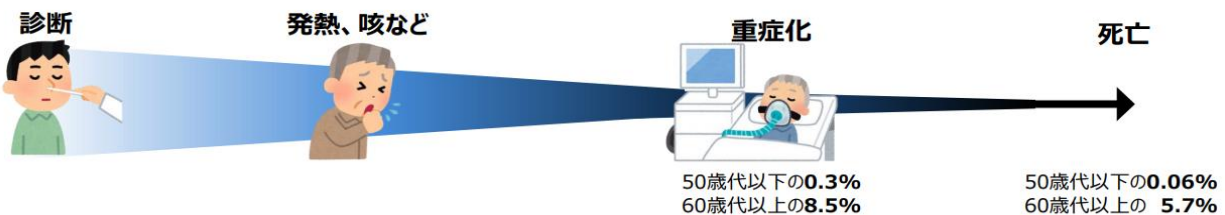
2. 新型コロナウイルス感染症と診断された人のうち、重症化する人や死亡する人はどれくらいですか。

A 新型コロナウイルス感染症と診断された人のうち、重症化する人の割合や死亡する人の割合は年齢によって異なり、高齢者は高く、若者は低い傾向にあります。

重症化する割合や死亡する割合は以前と比べて低下しており、6月以降に診断された人の中では、

・重症化する人の割合は 約1.6%(50歳代以下で0.3%、60歳代以上で8.5%)、

・死亡する人の割合は 約1.0%(50歳代以下で0.06%、60歳代以上で5.7%)  
となっています。



診断された人のうち、重症化する割合 (%)

年代(歳) 診断月	0 -9	10 -19	20 -29	30 -39	40 -49	50 -59	60 -69	70 -79	80 -89	90-	計
6-8月	0.09	0.00	0.03	0.09	0.54	1.47	3.85	8.40	14.50	16.64	1.62
1-4月	0.69	0.90	0.80	1.52	3.43	6.40	15.25	26.20	34.72	36.24	9.80

診断された人のうち、死亡する割合 (%)

年代(歳) 診断月	0 -9	10 -19	20 -29	30 -39	40 -49	50 -59	60 -69	70 -79	80 -89	90-	計
6-8月	0.00	0.00	0.01	0.01	0.10	0.29	1.24	4.65	12.00	16.09	0.96
1-4月	0.00	0.00	0.00	0.36	0.61	1.18	5.49	17.05	30.72	34.50	5.62

3. 新型コロナウイルス感染症と診断された人のうち、重症化しやすいのはどんな人ですか。

A 新型コロナウイルス感染症と診断された人のうち重症化しやすいのは、高齢者と基礎疾患のある方です。

重症化のリスクとなる基礎疾患等には、慢性閉塞性肺疾患(COPD)、慢性腎臓病、糖尿病、高血圧、心血管疾患、肥満、喫煙があります。

また、妊婦なども、重症化しやすいかは明らかでないものの、注意が必要とされています。

30歳代と比較した場合の各年代の重症化率

年代	10歳未満	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代	90歳以上
重症化率	0.5倍	0.2倍	0.3倍	1倍	4倍	10倍	25倍	47倍	71倍	78倍

4. 海外と比べて、日本で新型コロナウイルス感染症と診断された人の数は多いのですか。

A 日本の人口当たりの感染者数、死者数は、全世界の平均や主要国と比べて低い水準で推移しています。

5. 新型コロナウイルスに感染した人が、他の人に感染させる可能性がある期間はいつまでですか。

A 新型コロナウイルスに感染した人が他の人に感染させてしまう可能性がある期間は、発症の2日前から発症後7～10日間程度とされています。

また、この期間のうち、発症の直前・直後で特にウイルス排出量が高くなると考えられています。

このため、新型コロナウイルス感染症と診断された人は、症状がなくとも、不要・不急の外出を控えるなど感染防止に努める必要があります。

6. 新型コロナウイルス感染症と診断された人のうち、どれくらいの人が他の人に感染させていますか。

A 新型コロナウイルス感染症と診断された人のうち、他の人に感染させているのは2割以下で、多くの方は他の人に感染させていないと考えられています。

このため、感染防護なしに3密(密閉・密集・密接)の環境で多くの人と接するなどによって1人の感染者が何人もの人に感染させてしまうことがなければ、新型コロナウイルス感染症の流行を抑えることができます。

体調が悪いときは不要・不急の外出を控えることや、人と接するときにはマスクを着用することなど、新型コロナウイルスに感染していた場合に多くの人に感染させることのないよう行動することが大切です。

7. 新型コロナウイルス感染症を拡げないためには、どのような場面に注意する必要がありますか。

A 新型コロナウイルス感染症は、主に飛沫感染や接触感染によって感染するため、3密(密閉・密集・密接)の環境で感染リスクが高まります。

このほか、飲酒を伴う懇親会等、大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わりといった場面でも感染が起きやすく、注意が必要です。

## 感染リスクが高まる「5つの場面」

### 場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に居酒屋などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。



### 場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



### 場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、昼カラオケなどでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。



### 場面④ 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



### 場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることがある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。

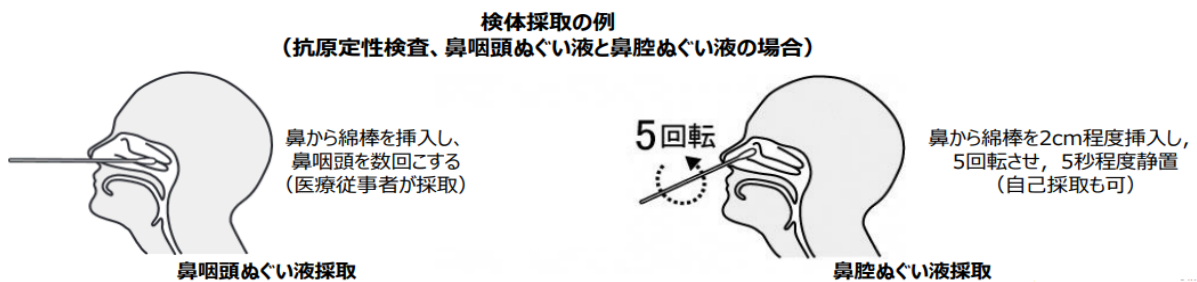


## 8. 新型コロナウイルス感染症を診断するための検査にはどのようなものがありますか。

**A** 新型コロナウイルス感染症を診断するための検査には、PCR検査、抗原定量検査、抗原定性検査等があり、いずれも被検者の体内にウイルスが存在し、ウイルスに感染しているかを調べるための検査です。

新たな検査手法の開発により、検査の種類や症状に応じて、鼻咽頭ぬぐい液だけでなく、唾液や鼻腔ぬぐい液を使うことも可能になっています。

なお、抗体検査は、過去に新型コロナウイルス感染症にかかったことがあるかを調べるものであるため、検査を受ける時点で感染しているかを調べる目的に使うことはできません。



## 9. 新型コロナウイルス感染症はどのようにして治療するのですか。

**A** 軽症の場合は経過観察のみで自然に軽快することが多く、必要な場合に解熱薬などの対症療法を行います。

呼吸不全を伴う場合には、酸素投与やステロイド薬(炎症を抑える薬)・抗ウイルス薬の投与を行い、改善しない場合には人工呼吸器等による集中治療を行うことがあります。

こうした治療法の確立もあり、新型コロナウイルス感染症で入院した方が死亡する割合は低くなっています。

発熱や咳などの症状が出たら、まずは身近な医療機関に相談してください。



10. 接種の始まった新型コロナワクチンはどのようなワクチンですか。今後どのように接種が進みますか。

**A** ○ワクチンの特徴について

ファイザー社の開発したワクチンで、メッセンジャーRNAワクチンという種類のワクチンです。通常、3週間あけて2回接種します。

○ワクチンの有効性について

新型コロナウイルス感染症を予防する効果があります。

接種を受けた人が受けていない人よりも、新型コロナウイルス感染症を発症した(熱が出たり、せきが出たりすること)人が少ないということがわかっています。(発症予防効果は95%と報告されています。)

○ワクチンの安全性について

接種後に注射した部分の痛み、疲労、頭痛、筋肉や関節の痛み、寒気、下痢、発熱などが見られることがあります。こうした症状の大部分は数日以内に回復しています。

また、海外で、まれな頻度でアナフィラキシー(急性のアレルギー反応)が発生したことが報告されています。もし、アナフィラキシーが起きたときには、接種会場や医療機関ですぐに治療を行うことになります。

○今後の接種の進め方について

接種を行う期間は、令和3年2月17日から令和4年2月末までの予定です。

最初は、医療従事者等への接種が順次行われます。その後、高齢者、基礎疾患を有する方等の順に接種を進めていく見込みです。なお、高齢者への接種は、一部の市町村で4月12日に開始される見込みです。当初は実施する市町村や接種する人数が限られており、順次拡大していきます。

11. 新型コロナウイルスの変異について教えてください。

**A** 感染力が従来よりも強い可能性がある、変異したウイルスが報告されています。

これらの変異が、より重症化しやすい、ワクチンが効きにくい、とする証拠は、今のところ、確認されておらず、世界中で調査が進められています。また、子どもへの感染性に影響を与えることを示唆する証拠は確認されておらず、調査が進められています。

日本では、変異株のクラスターが複数報告され、海外とのつながりがない事例(孤発例)も継続して確認されているものの、地域で広く流行している状況ではありません。

厚生労働省では、国内で確認された新型コロナウイルスのゲノムを解析し、国内の新型コロナウイルスの変異状況を確認しています。世界保健機関(WHO)や専門家とも情報交換を行い、リスク分析を行うとともに、国内の監視体制の強化するなど、機動的な感染防止対策に努めています。

この変異株であっても、3密(特にリスクの高い5つの場面)の回避、マスクの着用、手洗いなどの対策は、これまでと同様に有効ですので、国民の皆様の感染予防策へのご協力をお願いいたします。

モデル「テレワーク就業規則」（在宅勤務規定）

（テレワーク制度の目的）

第1条 この規程は、〇〇株式会社（以下「会社」という）の就業規則第〇条に基づき、従業員が在宅で勤務する場合に必要な事項について定めたものである。

（テレワークの定義）

第2条 テレワークとは、従業員の自宅、その他自宅に準じる場所（会社指定の場所に限る）において情報通信機器を利用した業務をいう。

（テレワークの対象者）

第3条 テレワークの対象者は、就業規則第〇条に規定する従業員であって次の各号の条件を全て満たした者とする。

- (1) テレワークを希望する者
- (2) 自宅の執務環境、セキュリティ環境、家族の理解のいずれも適正と認められる者
- ② テレワークを希望する者は、所定の許可申請書に必要事項を記入の上、1週間前までに所属長から許可を受けなければならない。
- ③ 会社は、業務上その他の事由により、前項によるテレワークの許可を取り消すことがある。
- ④ 第2項によりテレワークの許可を受けた者がテレワークを行う場合は、前日までに所属長へ利用を届け出ること。
- ⑤ 前各項に関わらず、会社は社命により、すべての従業員の従業員を対象に、テレワーク勤務を実施する場合がある。

（テレワーク時の服務規律）

第4条 テレワークに従事する者は、就業規則第〇条及びセキュリティガイドラインに定めるもののほか、次に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) テレワークの際に所定の手続に従って持ち出した会社の情報及び作成した成果物を第三者が閲覧、コピー等しないよう最大の注意を払うこと。
- (2) テレワーク中は業務に専念すること。
- (3) 第1号に定める情報及び成果物は紛失、毀損しないように丁寧に取扱い、セキュリティガイドラインに準じた確実な方法で保管・管理しなければならないこと。
- (4) テレワーク中は自宅以外の場所で業務を行ってはならないこと。
- (5) テレワークの実施に当たっては、会社情報の取扱いに関し、セキュリティガイドライン及び関連規程類を遵守すること。

（テレワーク時の労働時間）

第5条 テレワーク時の労働時間については、就業規則第〇条の定めるところによる。

- ② 前項にかかわらず、会社の承認を受けて始業時刻、終業時刻及び休憩時間の変更をすることができる。
- ③ 前項の規定により所定労働時間が短くなる者の給与については、育児・介護休業規程第〇条に規定する勤務短縮措置時の給与の取扱いに準じる。
- ④ 会社は、テレワーク勤務者に対して、次に掲げる制度による労働を認める。
  1. 1ヵ月単位の変形労働時間制度
  2. フレックスタイム制度
  3. 時差出勤制度
  4. 専門業務型裁量労働制度

(休憩時間)

第6条 テレワーク勤務者の休憩時間については、原則として 12 時から 13 時までの60 分間とする。

② 前項のほか、テレワークにおける休憩時間は、10 時から 16 時までの間に、継続または通算して 60 分間とすることができる。

※テレワークでは、②のような特例を設けるのもフレキシブルで効果的です。

通常の休憩時間：12 時から 13 時までの 60 分

テレワーク勤務の休憩時間：10 時から 10 時 10 分

12 時から 12 時 40 分

15 時から 15 時 10 分 合計 60 分

(所定休日)

第7条 テレワーク勤務者の休日については、就業規則 第〇条の定めるところによる。

(時間外及び休日労働等)

第8条 テレワーク勤務者が時間外労働、休日労働及び深夜労働をする場合は所定の手続を経て所属長の許可を受けなければならない。

② 時間外及び休日労働について必要な事項は就業規則第〇条の定めるところによる。

③ 時間外、休日及び深夜の労働については、給与規程に基づき、時間外勤務手当、休日勤務手当及び深夜勤務手当を支給する。

(欠勤等)

第9条 テレワーク勤務者が、欠勤をし、または勤務時間中に私用のために勤務を一部中断する場合は、事前に申し出て許可を得なくてはならない。ただし、やむを得ない事情で事前に申し出ることができなかつた場合は、事後速やかに届け出なければならない。

② 前項の欠勤、私用外出の賃金については給与規程第〇条の定めるところによる。

(業務の開始及び終了の報告)

第10条 テレワーク勤務者は就業規則第〇条の規定にかかわらず、勤務の開始及び終了について次のいずれかの方法により報告しなければならない。

- (1) 電話
- (2) 電子メール
- (3) チャット
- (4) 勤怠管理ツール

(業務報告)

第11条 テレワーク勤務者は、定期的または必要に応じて、電話または電子メール等で所属長に対し、所要の業務報告をしなくてはならない。

(テレワーク時の連絡体制)

第12条 テレワーク時における連絡体制は次のとおりとする。

- (1) 事故・トラブル発生時には所属長に連絡すること。なお、所属長が不在時の場合は、所属長が指名した代理の者に連絡すること。
- (2) 前号の所属長または代理の者に連絡がとれない場合は、〇〇まで連絡すること。
- (3) 社内における従業員への緊急連絡事項が生じた場合、テレワーク勤務者へは所属長が連絡をすること。なお、テレワーク勤務者は不測の事態が生じた場合に確実に連絡がとれる方法をあらかじめ所属長に連絡しておくこと。
- (4) 情報通信機器に不具合が生じ、緊急を要する場合は〇〇課へ連絡をとり指示を受けること。なお、〇〇課へ連絡する暇がないときは会社と契約しているサポート会社へ連絡すること。いずれの場合においても事後速やかに所属長に報告すること。

(5)前各号以外の緊急連絡の必要が生じた場合は、前各号に準じて判断し対応すること。

- ② テレワーク勤務者は、勤務時間中は、所属長からの電話または会社指定のツールに出られる状態（直ちに折り返しできる状態を含む）にしておくものとする。
- ③ 社内報、部署内回覧物で、重要度に応じ至急でないものはテレワーク勤務者の個人メール箱に入れ、重要と思われるものは電子メール等でテレワーク勤務者へ連絡すること。なお、情報連絡の担当者はあらかじめ部署内で決めておくこと。

#### （給与）

第13条 テレワーク勤務者の給与については、就業規則第〇条の定めるところによる。  
② 前項の規定にかかわらず、テレワーク(テレワークを終日行った場合に限る。)が週に4日以上の場合の通勤手当については、毎月定額の通勤手当は支給せず、実際に通勤に要する往復運賃の実費を給与支給日に支給するものとする。

#### （費用の負担）

第14条 会社が貸与する情報通信機器を利用する場合の通信費は会社負担とし、テレワークにかかる費用の一部を負担する目的で、月のテレワークの日数に応じて、以下のテレワーク手当を支給する。

- 1. 5日以上 10日未満 3,000円
- 2. 10日以上 5,000円
- ② テレワークに伴って発生する水道光熱費はテレワーク勤務者の負担とする。
- ③ 業務に必要な郵送費、事務用品費、消耗品費その他会社が認めた費用は会社負担とする。
- ④ その他の費用についてはテレワーク勤務者の負担とする。

#### ※テレワーク時の費用負担

- ・ 機器購入費  
パソコン本体や周辺機器、携帯電話などは、会社が貸与するケースが多い。
- ・ 通信費  
無線 LAN 等の通信費用も会社負担しているケースが多い。
- ・ 消耗品購入費  
文具消耗品は会社が購入したものを配布。会社宛ての宅配便は着払い。
- ・ 光熱費  
業務使用分との切分けが困難なため、テレワーク手当等として金額を決めて支払う。

#### （情報通信機器・ソフトウェア等の貸与等）

第15条 会社は、テレワーク勤務者が業務に必要とするパソコン、プリンタ等の情報通信機器、ソフトウェア及びこれらに類する物を貸与する。なお、当該パソコンに会社の許可を受けずにソフトウェアをインストールしてはならない。

#### （私物の情報通信機器等の業務利用）

第16条 会社は、テレワーク勤務者が所有する機器を業務利用させることができる。  
② 前項により、私物の機器を業務利用する場合は、以下の誓約書を取り交わしたうえで許可する。

- ・ 新たな利用時は登録制とし、変更の際には届出が必要とする
  - ・ 端末の利用範囲・用途、会社による監視に対して同意する
  - ・ OS、アプリを最新の状態に保つ
  - ・ セキュリティ環境を整備する
  - ・ 不適切な行為・禁止行為をおこなわない
  - ・ 利用許可した私物端末を第三者に貸与、使用させない
  - ・ ルールに違反した場合は就業規則により制裁処分を受けるものとする
- ③ 会社は、私物の機器等を業務利用するテレワーク勤務者に対して、月 3,000 円のテレワーク端末手当を支給する。

(教育訓練)

第17条 会社は、テレワーク勤務者に対して、業務に必要な知識、技能を高め、資質の向上を図るため、必要な教育訓練を行う。

② テレワーク勤務者は、会社から教育訓練を受講するよう指示された場合には、特段の事由がない限り指示された教育訓練を受けなければならない。

(テレワーク中のハラスメント行為の禁止)

第18条 テレワーク勤務中、上司・部下・同僚等に対して次の各号に掲げるハラスメント行為をしてはならない。

1. Web カメラやオンライン会議等を通じて知り得た、他の従業員のプライベートな情報をもとに誹謗中傷等を行うこと
2. チャット、オンライン会議等で業務に不必要な性的発言を行うこと
3. 特定の従業員に対し、故意にオンライン会議やチャットグループに招待しないこと
4. 特定の従業員に対して業務に不必要なチャットやオンライン会議の開催を迫ること
5. 業務上必要な限度を超えて、過度に業務状況に関する報告を強要すること
6. セクハラ行為、パワハラ行為に当たること
7. その他前各号に準ずる言動を行うこと

② 前項各号に掲げる禁止行為に該当する事実が認められた場合、行為者に対して就業規則に基づき懲戒処分を行う。

(通常業務への変更)

第19条 会社は、テレワークの必要性がなくなった場合、テレワークについて業務上の支障が生じた場合、テレワーク適性がないと認められた場合等について、通常勤務への変更を命ずる場合がある。

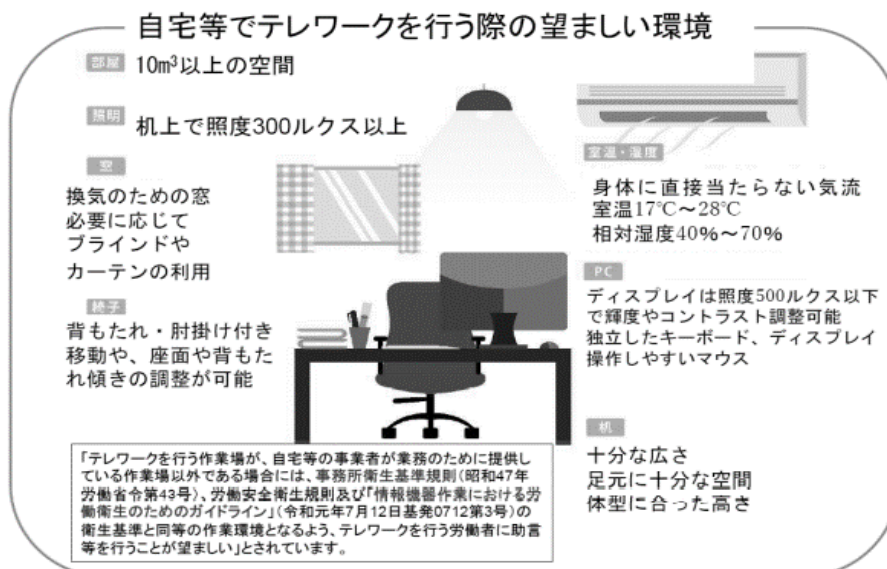
(災害補償)

第20条 テレワーク勤務者が自宅での業務中に災害に遭ったときは、就業規則第〇条の定めるところによる。

(安全衛生)

第21条 会社は、テレワーク勤務者の安全衛生の確保及び改善を図るため必要な措置を講ずる。

② テレワーク勤務者は、安全衛生に関する法令等を守り、会社と協力して労働災害の防止に努めなければならない。



## 新型コロナ対策規程

### (目的)

第1条 この規程は、新型コロナウイルス感染症から、会社の従業員と顧客の健康と生命、および会社経営を守るために整備する。

### (適用範囲)

第2条 この規則は、会社に勤務するすべての従業員に適用する。派遣労働者と請負労働者等についても、第3条および第4条の規定については準用する。

### (就労環境等の改善)

第3条 従業員は、新型コロナウイルスの集団感染を防ぐため、就労にあたり、以下における就労環境の改善に努めなければならない。

1. 換気が悪い場所（密閉）

風の流れができるよう、窓が開閉できる職場では、毎時2回以上、数分程度の換気を行う。窓が開閉できない職場では、換気設備による換気を励行する。

2. 人が密に集まって過ごすような空間（密集）

他の従業員とは、互いに手を伸ばして届かない距離を保つ。食事休憩の際は、真向かいに座らず、互い違いに座るようにする。

3. 不特定多数の人が接触するおそれが高い場所（密接）

対面での会議や面談は短時間で行い、十分な距離の確保とマスクの着用を必須とする。大声での会話や、マスクを着用しない人との会話は特に慎む。

② 前項のほか、従業員は就業時間以外、休日を含め、感染リスクが高いとされる場所への立ち入りを慎まなければならない。

### (報告義務)

第4条 以下のいずれかに該当する従業員は、所属長を通じて、すみやかにその旨を会社に報告しなければならない。

1. 風邪の症状がある者

2. 37.5 度以上の発熱がある者

3. 倦怠感や呼吸困難を感じる者

4. 同居の家族や近親者が感染、または感染の疑いがある者

5. 嗅覚・味覚障害がある者

6. 集団感染があった場所への立ち入り等により感染の疑いがある者

7. その他、新型コロナウイルス感染時の初期症状がみられる者

8. 前各号該当者との濃厚接触が疑われる者

9. その他、新型コロナウイルス感染が疑われる者

### (コロナ特別休暇)

第5条 従業員は、感染拡大防止のため、次の各号の一に該当する場合には、必要と認められる日数について、コロナ特別休暇を取得することができる。

1. 第4条各号に該当するとき

2. 新型コロナウイルスに係る小学校や幼稚園等の休校等に伴い子の面倒を見る必要があるとき、その他やむを得ない社会経済的事実があるとき<sup>23</sup>

3. 妊娠中の女性従業員、65 歳以上の高齢従業員、基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患等）を有する従業員が申し出たとき

② 本条によりコロナ特別休暇を取得した場合の賃金は、通常勤務した場合に支払われる賃金の 100 分の 60 相当額を支払う。

（自宅待機）

第6条 会社は、第4条各号に該当する従業員に対して、必要な期間の自宅待機を命ずることがある。なお従業員の申請により、第5条のコロナ特別休暇に振り替えることができる。

② 会社は、次の各号の一に該当する従業員について、概ね14日間の自宅待機を命ずる。待機期間、復職時期は、状況によりその都度決定する。なお従業員の申請により、年次有給休暇や代休に振り替えることができる。

1. 同居の家族が、PCR検査で陽性と判定された者（以下「感染者」という）である者
  2. 同一施設で就業する従業員や利用者等が、感染者と判定された者
  3. 感染者との濃厚接触者
  4. その他、自宅待機が適当と会社が判断した者
- ③ 本条により自宅待機を命じられた場合の賃金は、通常勤務した場合に支払われる賃金の100分の60相当額を支払う。

（就業の禁止）

第7条 会社は、次の各号の一に該当する従業員について、必要な期間就業を禁止する。なお従業員の申請により、年次有給休暇や代休に振り替えることができる。

1. 従業員本人が感染者と判定された者
  2. 従業員本人の症状が感染者の症状と酷似している者
  3. PCR検査の受診待ち、または結果待ちの状態にある者
  4. その他、就業禁止が適当と会社が判断した者
- ② 従業員が感染者と判定された場合、会社は直ちに当該施設、事務所等の全部または一部閉鎖して、従業員の就業を制限または禁止するなど、必要な感染防止策を講じる。
- ③ 本条により就業を禁止された場合の賃金は、固定月給者を除き無給とする。当該欠勤期間中は、健康保険の傷病手当金を支給申請する。

（テレワーク）

第8条 テレワークは、従業員の自宅、その他自宅に準じる場所において行う業務をいう。テレワークについては、別に定める「テレワーク就業規則」によるものとする。

（運用指針）

第9条 本規程に定める内容について、必要に応じて適宜見直し運用することがある。また、本規程に定めなきものについては、各法令及び政府の指示、有識者等の最新の見解等を総合的に勘案し、その都度定めるものとする。

（有効期間）

第10条 この規則の有効期間は、令和3年 月 日より当面の間（概ね、新型コロナウイルス感染症の終息宣言が発令されるまで）とする。

中小製造業者向け

## 新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

**静岡県機械金属工業協同組合連合会**

〒420-0853

静岡県静岡市葵区追手町 44 番地の 1

(静岡県中小企業団体中央会内)

TEL : 054-254-1511